

10/30^日は 福島県知事選挙 の投票日です

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない人は、
投票日前日までに期日前投票をしましょう。

【投票日時】 10月30日^日 7時～18時（石田坂ノ上投票区は17時まで）

【投票場所】 投票所入場券をご覧ください。

【開 票】 10月30日^日 20時から霊山体育館

▶当日投票所の変更 小手投票区…月舘総合支所（※旧小手小工事のため） 市HP



棄権せずに
投票へ行こう!!



▼入場券は本人が忘れずに

同一世帯の有権者4人分の入場券が、1枚の折りたたみ式圧着はがきで届きます。それぞれの入場券を切り離し、必ず本人がお持ちください。

※投票所入場券を忘れても投票できますが、本人確認でお待ちする場合があります。

▼他の市区町村に滞在（避難）している人は

伊達市以外の市区町村に、仕事や震災などの影響で滞っている人は、選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、滞在先の市区町村選挙管理委員会でする投票をすることができます。

この場合は、不在者投票「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、選挙管理委員会へ直接または郵送により請求してください。※請求は告示日前でも可能

▼病院など施設に入所中の人は

不在者投票のできる場所として指定されている病院・老人ホームなどの施設に入院・入所中の人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、施設にお尋ねください。

期日前投票を積極的にご利用ください

期日前投票をする人は入場券裏面の「宣誓書」に住所、氏名、当日投票に行けない理由などをあらかじめ記入してお持ちください。いずれの会場でも投票できます。

感染症予防として混雑を避けるために期日前投票をすることは、選挙当日に投票できない理由として認められています。

期日前投票期間・場所 下表のとおり

期日前投票時間 8時30分～20時

投票期間	地域	会場
10/14 ^金 ～29 ^土	保原	伊達市役所
	伊達	伊達総合支所
10/22 ^土 ～29 ^土	梁川	梁川総合支所
	霊山	霊山総合支所
	月舘	ふるさとふれあいホール

▼郵便などでの不在者投票

「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」をお持ちで一定の条件を満たす人、介護保険「要介護5」の認定を受けている人は、自宅などから郵送で投票をすることが出来ます。事前に証明書の交付を受ける必要があります。証明書の交付を希望する人は、事前に「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入し、選挙管理委員会に直接または郵送で申請してください。

▼特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症による自宅療養中の人で一定の条件を満たす場合は、郵便などを利用して自宅などで投票できます。投票用紙の請求が必要ですが、注意事項があるので、必ず市ホームページで確認するか、選挙管理委員会にお問い合わせの上、請求してください。

問 選挙管理委員会事務局

☎ 575-1204